

(質問第百二号) 昭和二十二年十月二十三日配付

小学校教員の待遇改善等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月二十一日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

小学校教員の待遇改善等に関する質問主意書

一、師範学校卒業二、三年後の小学校の教員の叫びは、政府は一千八百円ベースの給料を主張するも、これ等青年教員は、僅か六百円前後の全収入である、一千円以上の大差があるのは如何なる理由か。又、國鉄員は毎日列車賃無料なるに、これ等教員等は三倍半の値上げに苦惱してある。しからば、師範卒業生の子弟は、師範学校入学に当り月謝半額か全廃する特例を開くべきであると信ずるが、政府の処見を問う。教員に希望を與えず暗黒を與える政府の政策の改善対策も科学的に答弁を希う。

二、各市町村においては、六・三学制に要する新校舍及び教室の新設、新築のため、國民より種々の形式で寄附を募集してある。埼玉県北埼玉郡加須町の如きは、税務用紙同様の印刷物にて一戸三千円二千円と割当して寄附の強要の強行方式で町民は泣いてある。全國を政府は、調査して強要の形式になる募集方法を禁止すべきでないか。自発的寄附にすべきだと思ふが、全國の今日までの給寄附額は何十億に昇つてあると思ふが、政府の処見と対策を問う。

右質問に対し速かなる御答弁を要求する。